

(内閣委員会)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人情報の保護に関する法律の一部改正

1 本人の人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義する。

2 「個人情報取扱事業者」の定義からその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定を削る。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的

に認められる範囲を超えて行ってはならない。

4 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取
得してはならない。

5 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則
で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個
人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に
用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則
で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

7 匿名加工情報取扱事業者等は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で
定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項
目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加
工情報である旨を明示しなければならない。

8 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針を作成するよう努めなければならない。

9 特定個人情報保護委員会を改組して、個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から同委員会に改める。また、同委員会は匿名加工情報取扱事業者の監督を行う。

10 この法律の一定の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用する。

11 個人情報取扱事業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

1 地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情

報連携を可能とする。

2 医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報連携の範囲を拡充する。

3 預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できるものとする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。